

廃棄物処理施設の敷地の造成等に関する基準

平成14年4月1日施行

平成23年4月1日改正

平成29年12月1日改正

第1 趣 旨

この基準は、函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱（以下「指導要綱」という。）第5条第1項に規定する廃棄物処理施設の敷地の造成等に関し必要な事項を定める。

第2 定 義

この基準における用語の定義は、法令等に定めのあるもののほか指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 基 準

廃棄物処理施設の敷地の造成等に関する基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

(1) 囲い等

敷地の周囲には、当該廃棄物処理施設の敷地に立ち入るのを防止することができる囲いを設置するとともに、出入口には、堅牢な施錠できる門扉を設けること。

(2) 表示等

門扉付近の見やすい箇所に、廃棄物処理施設（指導要綱第2条第4号アに掲げる最終処分場は除く。）は別図により、立て札その他の設備を設けること。

(3) 緑地帯

市街化区域以外の区域に設置する場合にあっては、廃棄物処理施設の種類に応じ敷地周縁に次に掲げる幅の緑地帯を設け、樹高1.5メートル以上の樹木を列植すること。

ア 最終処分場にあっては、敷地面積が1ヘクタール未満のものについては敷地境界から内側へ水平距離で4メートル以上、敷地面積が1ヘクタール以上のものについては下記の算式により求めら

れる幅以上

算式 $4 \text{ m} + (\text{敷地面積} \times 25\% / \sqrt{\text{敷地面積}} \times 4) - 6.25 \text{ m}$

イ 中間処理施設または処分業施設にあつては、敷地境界から内側へ水平距離で4メートル以上

(4) 道 路

搬出入道路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路で、用地幅員が9メートル以上のものであること。

イ 車道有効幅員が、6メートル以上確保されているものであること。

ウ 当該搬出入道路が通学路である場合は、歩行者の通行帯が確保されているものであること。

エ 道路管理者と必要な事項について、協議を了していること。

(5) 排 水

敷地内から排出される下水の処理は、周辺環境の悪化や洪水被害が生じないよう次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 雨水の処理にあつては、洪水調整池等を経由し河川等の流末に放流されるものであること。

イ 敷地面積が1ヘクタール以上の場合にあつては、国が定める「防災調節池等技術基準（案）」に適合している洪水調整池が設置されるものであること。

ウ 敷地面積が1ヘクタール未満の場合にあつては、洪水調整池等により造成前の流出量まで調整されるものであること。

エ 洪水調整池の設置する場合の構造は、基本的に堀込み式（盛土地盤は除く。）のものであること。

オ 雨水以外の排水にあつては、公共下水道に直接または合併処理浄化槽を経由して河川その他の放流先に放流されるものであること。

カ 下水放流先施設管理者と必要な事項について、協議を了していること。

(6) 消防水利

ア 消防水利が必要とされるときは、消火栓または防火貯水槽を設置すること。

イ 造成区域内に設置する消防水利施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による消防に必要な水利の基準に適合していること。

(7) 駐車設備

周辺道路の車両の通行や交通安全等に支障が生じないように、敷地に必要な規模の駐車場を設けること。

(8) 搬出入通路

搬出入通路（搬出入道路から廃棄物処理施設への取付け通路をいう。）を設ける場合は、用地幅員を8メートル以上確保し整備すること。

別図

施設の名称	
処理する産業 廃棄物の種類	
管理者名	
連絡先	
許可の種類	
許可年月日	
許可番号	

たて 100センチメートル以上

よこ 120センチメートル以上